

[illegible]

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 1 0 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 6 年 3 月 2 5 日)

○開催日時 令和 6 年 3 月 2 5 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 別海町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 別海町農用地利用関係の調整に関する手続き規程の一部を改正する訓令の制定について |

○出席委員（24名）

会	長	27番	信	夫	重	勝		
会	長	代	理	26番	加	藤	真	純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	4番	阿	部		浩
5番	石	森	裕	治	6番	石	毛		剛
7番	押	田	賢	二	8番	山	田	良	雄
9番	木	幡		誠	10番	佐々木			實
11番	竹	花	智	子	13番	畠	山	友	子
14番	市	川	義	晴	15番	藤	田	浩	義
16番	石	田	昌	樹	19番	齊	藤	春	雄
20番	岸	本	正	明	21番	伊	藤	一	吉
22番	豊	島	千	秋	23番	目	黒	英	夫
24番	岡	崎	知	暢	25番	大	内	敏	光

○欠席委員（3名）

12番	猿	谷	忠	義	17番	及	川	哲	夫
18番	小	島		敏					

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川	畑	智	明
総務担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主査	志	渡	正	勝
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	齊	藤	一	真

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

19番	齊	藤	春	雄	20番	岸	本	正	明
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第33条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝 ⑩

議席19番 斉 藤 春 雄 ⑩

議席20番 岸 本 正 明 ⑩

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

(会務報告がある)

本日は議案7件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第10回農業委員会総会を開会いたします。

ただいま出席している委員は24名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開会させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、１２番猿谷委員、１７番及川委員、１８番小島委員の３名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

最初に議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。19番斉藤委員、20番岸本委員。以上2名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎ 日程第 1 議案第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第１　議案第１号「農地法第１８条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第 18 条第 6 項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第 1 項の規定による可否の決定を求める。本案は 1 件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期 6 か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、[REDACTED]番地の[REDACTED]、[REDACTED]。解約する土地、[REDACTED]一[REDACTED]筆、計[REDACTED]m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和3年2月1日から令和7年11月30日まで。合意解約成立の日、

令和6年2月26日。土地の引渡しの日、令和6年2月26日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第2 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第1号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆、計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から3年間。賃貸価格は 円で、1ヘクタール当たり約 円となっています。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆、計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。

借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から3年間。賃貸価格は 〇〇〇〇 円で、1ヘクタール当たり約 〇〇〇 円となっています。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇 番地の 〇、 〇。借人、 〇〇〇 番地の 〇、 〇。許可を受けようとする土地の表示、 〇〇〇 ー 〇 外 〇 筆、計 〇〇〇 ㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から3年間。賃貸価格は 〇〇〇 円で、1ヘクタール当たり約 〇〇〇 円となっています。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、 〇〇〇 番地の 〇、 〇。借人、 〇〇〇 番地の 〇、 〇。許可を受けようとする土地の表示、 〇〇〇 ー 〇 外 〇 筆、計 〇〇〇 ㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

第5号、申請人の住所氏名、譲渡人、 〇〇〇 番地の 〇、 〇。 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇。譲受人、 〇〇〇 番地、 〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、 〇〇〇 ー 〇 外 〇 筆、計 〇〇〇 ㎡。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は 〇〇〇 円で、1ヘクタール当たり約 〇〇〇 円となっています。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、 〇〇〇 番地の 〇、 〇。借人、 〇〇〇 番地の 〇、 〇。許可を受けようとする土地の表示、 〇〇〇 ー 〇 外 〇 筆、計 〇〇〇 ㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である三男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和6年4月28日から40年間。

第7号、申請人の住所氏名、貸人、 〇〇〇 番地の 〇、 〇。借人、 〇〇〇 番地の 〇、 〇。許可を受けようとする土地の表示、 〇〇〇 ー 〇 外 〇 筆、計 〇〇〇 ㎡。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和6年3月28日から30年間。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。第1号から3号につきましては5番石森委員、第4号につきましては24番岡崎委員、第5号につきましては16番石田委員、

第 6 号につきましては 1 4 番市川委員、第 7 号につきましては 2 1 番伊藤委員。

それでは、第 1 号から 3 号につきまして 5 番石森委員お願いします。

○ 5 番 石森委員

はい、御説明いたします。第 1 号の ■■■ さんの農地を ■■■ さんが借りる案件ですが、昨年の畑評価の際に現地を確認しており、特に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。続いて第 2 号及び 3 号についてですが、■■■ さんの農地を ■■■ さんと ■■■ がそれぞれ賃貸をする案件ですが、先月の総会後に航空写真にて現地を確認しており、特に問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、第 4 号につきまして 2 4 番岡崎委員お願いします。

○ 2 4 番 岡崎委員

はい、御説明いたします。本件は ■■■ さんが息子である ■■■ さんに経営移譲することに伴う使用貸借権の設定となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、第 5 号につきまして 1 6 番石田委員お願いします。

○ 1 6 番 石田委員

はい、令和 4 年に合理化事業で北海道農業公社が買い取れなかった小さな畑の部分を今回、■■■■■ と ■■■■ で売買する案件となります。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、第 6 号につきまして 1 4 番市川委員お願いします。

○ 1 4 番 市川委員

はい、説明します。■■■■ さんの案件ですが、今経営している息子の ■■■ ■■■ さんに全地を使用貸借するものですので、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、第 7 号につきまして 2 1 番伊藤委員お願いします。

○ 2 1 番 伊藤委員

はい、■■■■ さん、■■■■ さんの親子間での使用貸借の更新案件です、よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第 2 号の委員説明が終わりました。それでは議案第 2 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第3 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[]一[]、面積、[]
[]㎡の内 []㎡。目的、農業用施設建設。計画
内容、育成舎外、計 []㎡。転用基準、区分、農用地。許
可理由、農地法第4条第6項。土地利用計画、農用地。転用者、[]
[]番地の []、[]。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。なお、第1号につきましては []番 []委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与制限により一時退席を求めます。

([]番 []委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは第1号につきまして調査に当たられた委員の説明を求めます。

20番岸本委員お願いします。

○20番 岸本委員

はい、御説明いたします。昨年の11月14日に芳賀委員、小島委員、事務局と共に現地を見てまいりました。現在、牛舎が建っている横に機械等も置いてあり、日常的に施設用地として使われているので、必要最小限と見てまいりました。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号に

つきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(信夫会長)

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案のとおり許可することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。ここで、 番 委員に対する議事参与制限を解除します。

(番 委員 着席)

◎日程第4 議案第4号

○議長(信夫会長)

日程第4 議案第4号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(志渡主査)

議案第4号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により決定を求める。

本案は利用権の設定が9件、利用権の移転が1件となっております。

利用権の設定から朗読いたします。

第1号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、
 。利用権の設定をする土地、 一
 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和6年3月26日。終期、令和7年11月30日。借賃、年間
 円。借賃の支払い方法、毎年、12月10日までに指定の口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、石田委員、小島委員。

次号から第9号までの利用権の種類、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、

。利用権の設定をする土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期、令和 6 年 3 月 26 日。終期、令和 7 年 1 月 30 日。借賃、年間 円。借賃の支払い方法、毎年、12 月 10 日までに指定の口座に振り込むものとする。調整委員、石田委員、小島委員。

第 3 号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権の設定をする土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和 6 年 3 月 28 日。終期、令和 11 年 3 月 27 日。借賃、年間 円。借賃の支払い方法、毎年、12 月 31 日までに指定の口座に振り込むものとする。調整委員、斉藤委員、藤田委員。

次号から第 7 号までの始期、終期、調整委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第 4 号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権の設定をする土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。借賃、年間 円。借賃の支払い方法、毎年、12 月 31 日までに指定の口座に振り込むものとする。

第 5 号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権の設定をする土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。借賃、年間 円。借賃の支払い方法、同上。

第 6 号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権の設定をする土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 番地の 、 。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間 円。借賃の支払い方法、毎年、11 月 30 日までに指定の口座に振り込むものとする。

第 7 号、利用権の設定を受ける者、 番地の 、 。利用権を設定する土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、内容、同上。借賃、年間 円。借賃の支払い方法、同上。

第 8 号、利用権の設定を受ける者、 番地、 。利用権を設定する土地、 ー 外 筆、計 m²。利用権の設定をする者、 丁目 ー 、 。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、令和 6 年 4 月 25 日。終期、令和 8 年 4 月 24 日。借賃、年間 円。借賃の支払い方法、同上。調整委

員、石田委員、小島委員。

第9号、利用権の設定を受ける者、[]番地の[]、[]。利用権を設定する土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]番地の[]、[]。設定する利用権、内容、同上。始期、令和6年3月26日。終期、令和8年3月25日。借賃、年間[]円。借賃の支払い方法、同上。調整委員、石毛委員、信夫委員。

続いて利用権の移転です。

第1号、利用権の設定を受ける者、移転前、[]番地の[]、[]。移転後、[]番地の[]、[]。利用権の移転をする土地、[]－[]外[]筆、計[]m²。利用権の移転をする土地の所有者、[]番地の[]、[]。移転する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利用。始期、令和2年4月30日。終期、令和7年4月29日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年、10月末日までに指定口座に振り込むものとする。利用権移転の時期、令和6年4月1日。調整員、及川委員、大内委員。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第4号の事務局説明が終わりました

それでは、議案第4号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めます。

利用権の設定の1号、2号及び8号につきましては16番石田委員、3号から7号につきましては19番斉藤委員、9号につきましては6番石毛委員、利用権の移転の1号につきましては、25番大内委員。

それでは、利用権の設定の1号、2号及び8号につきまして、16番石田委員をお願いします。

○16番 石田委員

はい、御説明いたします。本案は[]が北海道農業公社から借りている農地について隣接している[]氏が経営規模拡大のため農地の一部を貸し付け変更し、[]と[]氏が北海道農業公社と賃貸する案件です。[]は現在、経営規模縮小に舵を切っており双方の利害が一致した取引となっております。補足として、議案2ページの農地法18条解約で[]と北海道農業公社が一度賃貸借契約を解約して、再度、[]と[]氏が北海道農業公社と賃貸契約をするものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号から7号について19番斉藤委員をお願いします。

○19番 斉藤委員

はい、説明します。3号から7号については[]さんと[]さんの賃貸借の更新案件です。同条件の更新ということです。第6号については[]

名義だったのですけれども、法人が解散しまして、今は さん
名義で営農しております。以上です。

○議長（信夫会長）

続きまして、8号について16番石田委員お願いします。

○16番 石田委員

はい、本案は さんと の賃貸借の更新であり、賃貸
期間以外は同条件で再設定することで双方合意したものです、よろしくお願
いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、9号について6番石毛委員お願いします。

○6番 石毛委員

はい、説明いたします。 さんと さんの賃貸借の案件です。
契約期間の満了を迎えましたので、同じ条件での再設定となります。よろし
くお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の移転の1号について25番大内委員お願いします。

○25番 大内委員

はい、 さんと さんの賃貸だったのですけれども、
さんが さんに経営移譲したため、今回、 さんとの契約に
なりましたのでよろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは、議案第4号につきまし
て質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、議案第4号につきまして採決に入りたいと思
います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして、原案のとおり決
定します。

◎日程第5 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 議案第5号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」
を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主査）

議案第 5 号、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について。農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 37 条の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況の公表に当たり、次のとおり「令和 6 年度最適化活動の目標設定等」を策定する。

本議案説明前に農業委員会による最適化活動の目標設定についての基本的な考え方について説明させていただきます。

農業委員等が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回り等多岐にわたります。農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会是最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保することが必要となります。このため、農業委員会は毎年度 3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4 月末までにインターネット利用その他適切な方法で公表するとともに、都道府県知事に報告するものとなっています。

それでは議案について説明させていただきます。

21 ページをご覧ください。こちらに関しましては農業委員会の状況といたしまして、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要となっております。こちらについては農業委員会の調査及び農林業センサス 2020 に基づいて記入しております。

続いて 22 ページをご覧ください。最適化活動の目標についてです。こちらに関しましては、令和 6 年度の最適化活動の目標を設定しお諮りするものです。目標設定につきましては成果目標と活動目標の 2 種類となっております。成果目標については、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進、活動目標については、各農業委員等が最適化活動を行う日数、最適化活動を評価して実施する月、新規参入の促進のための相談会への参加となっております。Ⅱ最適化活動の目標、1 最適化活動の成果目標から説明いたします。

（1）農地の集積についてですが、農業委員会において農業委員会法第 7 条第 1 項の指針において、令和 5 年度以降の農地の集積に係る目標を 80% 以上に設定している場合は、当該目標年度と当該目標集積率を目標として設定するものとなっております。本農業委員会におきましては、令和 5 年 8 月総会にて目標集積率を令和 8 年度に 104.1% と設定しております。それに基づきまして、現状が 6 万 5,734 ヘクタールとなっております。令和 8 年度の目標集積率を 104.1% と設定しておりますので、それに基づいた今年度の集積面積は 34 ヘクタールとなっております。

続きまして（2）遊休農地の解消についてですが、令和 4 年度中に遊休農地は解消されたため、直近の利用状況調査により判明した遊休農地はありませんが、②目標のアの b におきましては令和 3 年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地に対するものとなっているため、6.3 ヘクタールとしております。

続きまして 23 ページをご覧ください。（3）新規参入の促進です。①現状及び課題につきましては各年度の新規参入者及びその面積を合計したもの

を記入しております。令和５年度の新規参入者につきましては７経営体、５
９７．６ヘクタールとなっております。②目標につきましては過去三年間の
権利移動面積を記載しております。三年間の権利移動面積の平均値として７、
７７３．４ヘクタールと記入しております。新規参入者への貸付等について
農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、※２に記載の
とおり、目標面積は過去３年度の権利移動面積の平均の１割以上を記入とな
っていることから、平均値の７、７７３．４ヘクタールの１割以上である７
７８ヘクタールと記載しております。

次に、２ 最適化活動の活動目標についてです。（１）推進委員等が最適
化活動を行う日数目標ですが、月６日と記載させていただいております。こ
ちらについては、これまでの活動日数の平均及び点検・評価の点数が得られ
る最低基準の６日とさせていただいております。

次に、（２）活動強化月間の設定についてです。農業委員会は、毎年度、
活動強化月間として３か月以上を設定することを目標として設定するものと
されており、畑評価が始まる４月からあっせん会議が多く行われております
６月までを活動強化月間とさせていただいております。

最後に、（３）新規参入相談会への参加目標についてです。農業委員会は
都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に１名以上参加することを目
標として設定するものと記載されていることから、今年度に関しても、会長
が出席する酪農研修牧場入所式への参加について記載しています。

以上で議案第５号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第５号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては目標設
定等に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それで
は、議案第５号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ござい
ませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第５号につきまして原案のとおり許可
することに決定します。

◎日程第６ 議案第６号

○議長（信夫会長）

日程第６ 議案第６号「別海町農業委員会会議規則の一部を改正する規則

の制定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、別海町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について。別海町農業委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

本改正につきましては令和5年10月24日付、総務部長通知におきまして町民の行政手続き等の負担軽減を目的とした押印の見直し方針が示され、この方針に基づく対応を求められたことから、本規則に定められている押印の規定を廃止するものです。規則本文の朗読は省略させていただきます、改正内容については別冊の議案資料にて御説明させていただきます。

議案資料の15ページをお開きください。こちらは新旧対照表になります。右が改正前、左が改正後になります。別海町農業委員会会議規則は本総会の運営等に関し、必要な事項を定めているものとなっております。今回の改正点は1点で、第19条第2項に定められている議事録署名委員による議事録の押印について、押印の見直し方針に基づき削除するものです。なお、この規則は令和6年4月1日から施行するものとしております。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては規則の改正に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり制定することに決定します。

◎日程第7 議案第7号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第7号「別海町農用地利用関係の調整に関する手続き規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第 7 号、別海町農用地利用関係の調整に関する手続き規程の一部を改正する訓令の制定について。別海町農用地利用関係の調整に関する手続き規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

本改正につきましても議案第 6 号と同様に令和 5 年 10 月 24 日付、総務部長通知におきまして町民の行政手続き等の負担軽減を目的とした押印の見直し方針が示され、この方針に基づく対応を求められたことから、本規程に定められている押印、捺印の規定を廃止するものとなっています。規則本文の朗読は省略させていただきまして、改正内容については別冊の議案資料にて御説明させていただきます。

議案資料の 16 ページをお開きください。こちらは新旧対照表になります。右が改正前、左が改正後になります。別海町農用地利用関係の調整に関する手続き規程は農用地の利用関係の調整に関して必要な事項を定めているものとなっております。今回の改正点は様式の改正も含め 3 点となっております。

1 点目は第 6 条第 1 項で定められている調整調書の署名捺印につきまして、方針に基づき捺印の規定を削除するものです。

2 点目、3 点目は議案資料の 17 ページ、18 ページに記載の申出書、勧奨理由書の様式につきましても方針に基づき、それぞれ押印の項目を廃止するものです。なお、この訓令につきましては令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

以上で議案第 7 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第 7 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては規程の改正に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第 7 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 7 号につきまして原案のとおり制定することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第１０回総会を閉会します。